

第 12 次滋賀県交通安全計画の策定について

1 計画の位置づけ

交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 25 条第 1 項の規定による、中央交通安全対策会議が作成する第 12 次交通安全基本計画に基づき、滋賀県交通安全対策会議が作成する交通安全に関する計画

2 計画の性格（交通安全対策基本法第 25 条第 2 項）

- ・ 県の区域における陸上交通の安全に関する 総合的かつ長期的な施策の大綱
- ・ 県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が定められている

3 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで（5 か年計画）

【参考】第 1 次計画：昭和 46 年度から昭和 50 年度

第 11 次計画：令和 3 年度から令和 7 年度

4 滋賀県交通安全対策会議(交通安全対策基本法第 16 条第 1 項)

全 29 名 （詳細は参考資料「出席者名簿」を参照）

5 策定経過

令和 7 年 10 月 31 日	国の交通安全基本計画(中間案) の提示
11 月 26 日	県交通安全対策会議幹事会の開催（骨子案の審議）
令和 8 年 1 月 29 日	県交通安全対策会議幹事会の開催（素案の審議）
3 月 11 日	常任委員会へ報告（素案の説明）
3 月 27 日	国の交通安全基本計画の決定
3 月 30 日	県民政策コメントの実施（～ 4 月 30 日）
6 月 15 日	県交通安全対策会議幹事会の開催（パブコメの回答について）
8 月 5 日	常任委員会へ報告（パブコメ結果および案の説明）